平成２８年（フ）第３１６号
和歌山市加納344番地１　おとい住宅15号、住民票上の住所和歌山市加納344番地１
債務者　土内　敏夫
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１７号
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原182番地１町営住宅方津戸団地　402号室
債務者　矢口　　太
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５８９号
神奈川県小田原市栢山1046番地　市営柳町住宅６号棟91号室、前住所神奈川県小田原市久野2172番地の３
債務者　岡本　隆子
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２３号
広島県福山市神辺町字湯野1572番地３
債務者　栄楽焼肉店こと　中野　幸矩
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４３号
広島県福山市東深津町１丁目５番25号
債務者　池田　　寿
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８５号
青森県むつ市川内町桧川稲沢218番地
債務者　東　　博光
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
神奈川県小田原市中里33番地の３　エスポアールＹＡＺＡＷＡ　105、前住所神奈川県小田原市久野691番地　ｈｉｌｌ　ｍａｉｓｏｎ　ＨＴⅡ201
債務者　西山　克二
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９１号
神奈川県足柄上郡開成町みなみ１丁目19番５　ＡｒｕｖｉｔａＥ　103号室、住民票上の住所神奈川県小田原市中里16番地の11
債務者　西山あゆみ
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５６０号
神奈川県厚木市恩名３丁目14番22号
債務者　宮田　康寿
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５８０号
神奈川県平塚市下島401番地９、住民票上の住所神奈川県平塚市田村２丁目10番９―955号県公社田村第２共同住宅
債務者　赤坂　利幸
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５８８号
神奈川県秦野市三廻部948　みくるべ病院内、住民票上の住所神奈川県秦野市菩提196番地の３
債務者　松崎　正人
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１１号
神奈川県小田原市小八幡２丁目８番38号
債務者　古谷とき子
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７７号
山口県光市光井６丁目13番８号、住民票上の住所山口県光市上島田１丁目７番15号
債務者　石川　満美
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８１号
山口県周南市新清光台２丁目７番24号
債務者　竹中　光子
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１０３号
山口市下小鯖1330番地49、前住所山口市矢原851番地　シャトーヴァンベールＡ205
債務者　澄田　　進
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係